

# ● ○ 国民健康保険・後期高齢者医療のお知らせ ○ ●

## ◎ 国民健康保険証の手続きをお知らせします

就職や進学または定年退職など、生活に大きな変化がある時期です。それとともなって国民健康保険の各種手続きが必要となる場合がありますのでお知らせします。

国民健康保険を脱退する手続きが必要な場合	国民健康保険に加入する手続きが必要な場合
就職して新しく会社の健康保険に加入したとき	退職して職場の健康保険を任意継続しないとき
町外に転出するとき	転入された方で、前市町村でも国民健康保険に加入していた方
生活保護が開始したとき	出生したとき（親が国民健康保険に加入している）
死亡したとき	

※結婚して氏名が変更になる場合や、町内で住所が変わる場合も、変更の届出が必要となります。

## ◎ 進学して町外へ転出する方へ

国民健康保険は、本来お住まいの市町村で加入いただくものですが、進学により町外へ転出する場合は、引き続き家族と一緒に本町の国民健康保険に加入することができます。該当の方は次の書類を役場まで持参してください。

必要とする書類	学生証または在学証明書（合格通知は使用できませんのでご注意ください）
	印かん（スタンプ印は不可）
	国民健康保険証

※保険証の交付を受けるのは、学生の期間に限ります。事情により学生の身分に異動があるときは必ずお知らせください。また、引き続き在学していることを確認するため、保険証の有効期間は1年ごととしておりますので、毎年4月に更新手続きをお願いします。卒業時も脱退の手続きが必要です。

## ◎ 国民健康保険税および後期高齢者医療保険料を年金からお支払いされている方へ

4月からは平成28年度分として保険税（料）が仮徴収されます。4月・6月・8月に徴収される保険税（料）は2月徴収額と同額となります。7月に確定した年間の保険税（料）を通知いたします。

4月から初めて年金から天引きになる方には、お知らせの通知をお送りします。

なお、年金天引きをしている方で、納付方法を口座振替に変更したいという方はお申出ください。口座振替に変更した上で、年8回での納付となります。年金天引きから納付書納付への変更はできませんのでご了承ください。

年金天引きによる納付	口座振替による納付
年金支給月（年6回）に自動的に年金から天引きとなります	各納期限の日（7月から2月まで）に指定された金融機関より振替となります

## ◎ 課税世帯の方の入院時食事代が変わります

4月1日分から、入院時食事代の自己負担額（食事療養標準負担額）が、住民税課税世帯において次のとおり変更となりますのでお知らせします。

対 象	変 更 前	変 更 後
課 税 世 帯	1食につき260円	<b>1食につき360円</b>
非課税世帯	変更ありません（区分により100円～210円）	

限度額適用認定証・標準負担額減額認定証を提示することにより、医療費と食事代が区分に応じた負担ですむため便利です。提示しなかったことで差額が生じた場合は、支給手続きをすることとなります。

◆問合せ 保健課 医療給付グループ ☎21-2121